

## 労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 号の規定に従い  
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2024 年 4 月 1 日から  
2025 年 3 月 31 日まで

事業所の名称	株式会社 Karuna
事業所の所在地	〒812 - 0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-11-16 第 2 大西ビル 5 階

### 1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数 (1 日平均)	3 人
-----------------	-----

### 2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	1 件
-----------------------	-----

### 3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1 日 8 時間あたりの額)	12,501 円
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1 日 8 時間あたりの額)	9,259 円
マージン率	25.9%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、会社運営経費  
(派遣社員求人経費、就業管理費用、営業費用等)が含まれています。

### 4. 教育訓練に関する事項

ビジネスマナー研修・コンプライアンス研修・初期商材研修・派遣後商材研修
-------------------------------------

### 5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生：社会保険・有給休暇・定期健康診断
-----------------------

### 6. 労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

締結の有無：有
労使協定の有効期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
労使協定の対象となる労働者の範囲：全ての派遣労働者

### 7. キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先

HR 事業部：092-292-1597
---------------------

## 労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 号の規定に従い  
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2024 年 4 月 1 日から  
2025 年 3 月 31 日まで

事業所の名称	株式会社 Karuna 東京支店
事業所の所在地	〒104 - 0045 東京都中央区築地 6-4-5 シティスクエア築地 1004 号

### 1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数（1 日平均）	2 人
----------------	-----

### 2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	1 件
----------------------	-----

### 3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	28,669 円
派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	13,436 円
マージン率	53.1%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、会社運営経費  
（派遣社員求人経費、就業管理費用、営業費用等）が含まれています。

### 4. 教育訓練に関する事項

ビジネスマナー研修・コンプライアンス研修・初期商材研修・派遣後商材研修
-------------------------------------

### 5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生：社会保険・有給休暇・定期健康診断
-----------------------

### 6. 労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

締結の有無：有
労使協定の有効期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
労使協定の対象となる労働者の範囲：全ての派遣労働者

### 7. キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先

HR 事業部：092-292-1597
---------------------